平成２６年（フ）第１３８１号
札幌市中央区南２条東２丁目３番地１　創成グランドハイツ906号
債務者　高岡　光子（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４１７号
札幌市豊平区月寒西４条９丁目３番２―306号
債務者　北辻　英明
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４２６号
札幌市北区新川２条４丁目５番10号　ローズヴィラ新川102号
債務者　石橋　信介
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４４６号
札幌市手稲区新発寒７条３丁目４番25号
債務者　中川　泰光
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４５６号
札幌市手稲区西宮の沢４条１丁目１番27―101号
債務者　西尾　浩司
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４６４号
札幌市豊平区月寒東２条15丁目２番２―1008号
債務者　林　　幸子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４６９号
札幌市東区北35条東２丁目２番１―307号
債務者　齋藤　陽子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４７４号
札幌市西区二十四軒４条４丁目２番10号　スクエア24―302号
債務者　千葉　　誠
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４７８号
札幌市豊平区平岸４条３丁目４番28―203号
債務者　石川　千冬
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４９４号
札幌市白石区平和通２丁目北２番９―203号
債務者　田中　紀礼（旧姓北原）
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５０２号
札幌市西区二十四軒４条４丁目５番23号　ノースクリエイト二十四軒Ⅱ―101号
債務者　駒谷多久郎
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５１２号
札幌市北区屯田１条２丁目３番１号
債務者　鈴木　敏晴
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３７号
相模原市南区相模大野６丁目20番１―305号
債務者　境　　嘉孝
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２３９号
相模原市中央区上溝1669番地１　サーパス上溝105
債務者　與田　明子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２４３号
相模原市南区東林間８丁目７番11号　大志毛コーポ３号
債務者　村松栄都子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第８８号
岐阜県養老郡養老町釜段728番地
債務者　中嶋美代子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第６７３号
大阪府大阪狭山市池尻中３丁目２番５号
債務者　中島まどか
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係